

流域治水協議会を開催！

～流域治水プロジェクトの更新～

- 広島県内の二級水系47水系について、令和5年3月23日に、東ブロック・中央ブロック・西ブロックの流域治水協議会を開催した。
- 更なる治水対策の充実に向け、流域内の各関係者の取組状況を見える化するとともに、プロジェクト(更新案)を作成し、令和5年3月30日に公表した。

【開催概要】

日時:令和5年3月23日(木) 16:00~17:00

場所:広島県庁(WEB開催)

議事:(1)規約(改定案)の承認

(2)流域治水プロジェクトの内容更新、各関係者による取組紹介

(3)特定都市河川本川流域の取組状況、流域治水施策集の活用等

(4)その他(ため池洪水調節機能強化事業、立地適正化計画の策定にあたって)

【広島県土木建築局 上田局長挨拶】



- ・本県では、中国地方初となる特定都市河川の指定を、江の川上流域、そして本川流域で行った。
- ・流域治水プロジェクトの更なる充実に向け、水害リスク情報の充実や国・他県の取組等を情報提供していく。



開催状況(本会場)



開催状況(WEB参加者)

【委員からの意見】

- ・流域治水プロジェクトは今後の取組を進めていくうえで、重要な指針になると感じており、今後は民間団体も含めた取組を拡大し、流域の全ての人が安心安全に暮らせるように努めていく。(三原市長)
- ・「自然災害からいかに住民の命を守るか」という最大のテーマの中で、県内で横断的に、かつ県と市町が総力を挙げて取組を実施することは非常に重要であり、今後も住民が安心できるまちづくりをリードして頂きたい。(尾道市長)
- ・引き続き、住民の治水に対する安全性の向上に向け、連携して取組を進めていく。(熊野町長)

【構成機関】 3ブロックで計18機関

【西ブロック】



【中央ブロック】



【東ブロック】

